

静岡県産和牛消費拡大推進事業企画提案募集に係るQ&A

最終更新：令和8年5月28日

	質問	回答
1	仕様書3(1)飲食店等との連携による商品開発及びイベントの開催、(2)消費拡大を目的とした取組 について、内容、規模、スケジュール、実施場所、各事業の配分等、具体的な想定や要件はあるか。	仕様書で定めている以上の要件等はない。契約期間、契約限度額の範囲内で、実施できることを自由に提案いただきたい。
2	仕様書3(3)アに「「しずおか和牛」や開発商品等の紹介シート、冊子、動画、グッズ等の広報ツールを作製すること。」と記載があるが、これは紹介シート、冊子、動画、グッズをそれぞれ作製しなければならないということか。	紹介シート、冊子、動画、グッズは広報ツールの一例として記載しているだけで、これらを全て作製する必要はない。また、広報ツールは紹介シート、冊子、動画、グッズ以外のものでも構わない。
3	本事業の業務に関する事で、既に進行している案件はあるか。	ない。
4	本事業のターゲット層はどこか。	ターゲットは定めていない。ターゲットをどう定めるかも含めて提案いただきたい。
5	静岡県産牛肉普及推進協議会の会員以外の業者と連携することに問題はありますか。	県産和牛ブランド「しずおか和牛」をはじめとした静岡県産和牛の国内における消費拡大及び認知度向上を推進するという本事業の目的に反していなければ、静岡県産牛肉普及推進協議会（以下協議会）の会員以外の卸売業者と連携することは特段否定しない。 ただし、当該卸売業者には、新規に協議会の会員又は協力店となっただき、本事業終了後も引き続き「しずおか和牛」を取り扱っていただくようお願いする。 なお協議会は静岡県産牛肉の銘柄定着を図るために静岡県産牛肉の消費宣伝、販路拡大、生産拡大に係る事業を実施する団体であり、静岡県、JA静岡経済連、静岡県下の農協、静岡県食肉事業協同組合、（公社）静岡県畜産協会、県内に本社が所在する「しずおか和牛」の取扱卸売業者で構成されている。 県産和牛ブランド「しずおか和牛」の認定は協議会が行っていることから、本事業の実施に際しては、必要に応じて協議会と連携できるよう、調整を図りたいと考えている。
6	仕様書3(2)消費拡大を目的とした取組 における和牛の調達に関して、卸売業者等や銘柄の指定はあるか。	県産和牛ブランド「しずおか和牛」をはじめとした静岡県産和牛の国内における消費拡大及び認知度向上を推進するという本事業の目的に沿っていれば良いため、指定はない。
7	卸売業者の紹介はしてもらえるか。	紹介する。
8	仕様書3(2)消費拡大を目的とした取組、(3)認知度向上を目的とした取組 について、想定されているKPIの数値はあるか。	提案内容で評価指標は変わることから、KPIは定めていない。契約限度額の範囲内で、達成目標をどのように定めるかも含めて提案いただきたい。
9	県産和牛ブランド「しずおか和牛」について、過去に消費拡大及び認知度向上の取組をしたことがあるか。事例があれば内容を教えてほしい。	静岡県産和牛消費拡大推進事業は今年度初めて実施する事業であり、過去に「しずおか和牛」の消費拡大及び認知度向上を目的とした取組を実施した事例はない。ただし、当課では、平成23年度に風評被害対策として静岡県産牛肉の試食イベントを、令和5～7年度に新食肉センター開設に向けた地域振興を目的に県内畜産物の販売イベントを開催している。
10	事業終了後の継続的な取り組みの中には、販路の確保等も含まれるか。	含まれる。
11	本事業で使用する牛肉は、受託者の買取りとなるか。	商品開発のために使用する分は受託者の買取りとなる。 開発商品の提供及び消費拡大イベント等で使用する分については、指定はしないが、本事業終了後もホテル、レストラン、グランピング施設等において「しずおか和牛」を継続的に取り扱っていただきたいため、販路が確立されるよう働きかけをお願いしたい。